

年 月 日

岡山県知事

殿

法人の主たる
事務所の所在地
電話 ()
医 療 法 人 名
理 事 長 氏 名

定款(寄附行為)変更認可申請書

定款(寄附行為)の一部を変更したいので、医療法(昭和23年法律第205号)第54条の9第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 定款(寄附行為)変更の内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類
- 2 変更することを決議した社員総会、理事会又は評議員会の議事録の写し(理事長の原本と相違ない旨の証明が必要)
- 3 定款(寄附行為)の変更が、当該医療法人が新たに病院、医療法第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、更に次の書類を添付すること。
 - (1) 医療法人の開設しようとする病院、医療法第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
 - (2) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
 - (3) 定款(寄附行為)変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 4 定款(寄附行為)の変更が、医療法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、上記1、2及び3(3)に掲げる書類並びに当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類を添付すること。

(注意事項)

- 1 新たに出資(寄附)を受けるときは、出資(寄附)申込書の写しとそれが不動産であるときは登記事項証明書及びその評価額証明を添付すること。
- 2 土地、建物等を賃借する場合は、その契約書の写し、賃借料の算定根拠及び登記事項証明書を添付すること。
- 3 事業計画には、新たな事業の発足に要する土地、建物、機械器具、備品、医薬品等の調達方法、当面の運転資金について、法人全体の資産との関連についての計画又は経営の見通しをできる限り詳細に記載すること。
- 4 変更予算書は、現行、変更後及び増減に分けること。